

# 第162回臨時支部大会議案



日程 2017年 3月11日(土) 10:00~17:00

会場 東京 富士火災支部書記局

**全日本損害保険労働組合 富士火災支部**

東京都中央区八重洲1-9-9 東京建物ビル5F

TEL 0120-28-4908 Zensonpo - fuji @ nifty . com

[http:// homepage3 . nifty . com / zensonpo - fuji / newm](http://homepage3.nifty.com/zensonpo-fuji/newm)



# ●●●第162回臨時支部大会●●●

## 議事日程(案)

1. 開会の辞
2. 議長選出
3. 資格審査報告
4. 大会成立宣言
5. 大会各種委員任命
6. 議事日程審議
7. 一般経過報告
8. 議事

議案第一号 全損保第75回定期全国大会議案審議

議案第二号 富士支部第162回臨時支部大会議案審議

2017年度 春闘方針

9. 支部スト権投票
10. 諸決議
11. 閉会の辞

## 議案第一号 全損保第75回定期全国大会議案

## 議案第二号 富士支部第162回臨時支部大会議案

### 2017年度春闘方針

#### はじめに

富士経営は、2015年1月から、富士支部が同意をしていないPA社員制度改定を強行してきています。その内容は、「PA社員の生産性を高め、増収を後押しするため」として、新規もしくは増収400万円を毎年達成することを在籍基準とする変更です。解雇猶予水準として200万円が設定されていますが、2年間連続して猶予水準未達成の場合、解雇となってしまいます。

導入2年目となった2016年12月末の判定では、114名が未達成（18.5%）とされ、2017年1月1日付で、准社員へ「編入」となります。また、昨年度の未達成者24名のうち7名（29.1%）が2年連続未達成、2017年3月末で解雇となり、富士支部の組合員1名も該当となっています。

本提案は、従来の就業規則によって、長期間就労している社員が、わずか2年で解雇される『一方的かつ極端な就業規則の不利益変更』です。

富士支部は、同提案に対して、『組合員の生活と雇用を守る砦』としての労働組合の役割を果たすため、団体交渉や申し入れで、引き続き撤回を求めています。また、2016年7月から、東京地方裁判所で、組合員原告2名により、本件制度の無効確認訴訟が争われています。

## 1. 賃上げ、臨給要求

別紙

## 2. 「効率化」「合理化」攻撃とのたたかい

### (1) G J G制度に対して

G J G制度（グローバル ジョブ グレーディング＝世界規模の職務の格付け）とは、「世界のA I Gグループ全体で導入している共通の人事制度」とされ、能

力ではなく職務によって固定報酬（Pay for job）が決定するというものです。

職務変更に伴って、グレードの上下があり、ベースサラリーも変動します。

本制度における最大の問題点は、各職務のグレードと各職務に対するベースサラリーが、周知されていないことです。つまり、従業員は自ら担っている職務とグレードの客観的モノサシを持ってないことです。

職務基準を開示せず、変更時の事前通知も曖昧では、グレードやベースサラリーの、客観的かつ公平・公正な制度の運用とは到底言えません。

富士支部は、引き続き、客観的かつ公平・公正な制度運用のため「賃金ルールの公表」と「職務変更時の事前通知」を求めています。

## （２） 適正な人員配置に対する取り組み

富士支部は、引き続き人員減による業務への支障防止を求めています。

## （３） 外勤・直販のとりくみ

### ① P A社員制度改定（案）へのとりくみ

富士支部の同意なく、一方的に適用されている P A社員制度改定（案）は、富士支部組合員の雇用を大きく脅かすものであり、外直制度の崩壊を招くものです。訴訟を含め、各組合員の意向に添った支援をしていきます。

### ② 白井氏の訴訟支援

白井組合員の労災認定のとりくみは、昨年東京高等裁判所での不当判決を受け、最高裁判所で不支給処分を取り消し訴訟が継続しています。

直販社員のなかまが、営業支店内で、深夜 10 時まで残業させられた事実を再確認し、可能な限り当該組合員とご家族を支援していきます。

## 3. 職場諸問題へのとりくみ

時間短縮勤務制度について、必要に応じて制度改善要求にとりくみます。

## 4. 組織拡大と支部の役割

富士支部は、組合員の正当な人権と、最低限の利益を守り、理不尽な要求に対しては、粘り強く抵抗をしていきます。

職場で、社内で、従業員の人権や利益が一方的に踏みにじられている状況を改善すべく、各機関とも連携をしながら、取り組みを強化していきます。

また、顧問弁護士の協力を得て、定期的を開催している「無料法律相談会」を継続させ、なかまのおかれた状況の理解に努め、連帯を深めていきます。

支部組合員は、目的意識を持ち、理不尽な扱いを受けている従業員に一声かけるなど、積極的な行動を通して、問題を未然に防いでいく取り組みが求められています。

## **5. 産別課題のとりくみ**

損保産業に従事する、雇用条件の異なる労働者の雇用と生活を守る取り組みも、積極的に進めていきます。

# 2017年度 賃金及び臨給要求書

第75回全損保定期全国大会、第162回富士支部臨時支部大会、ならびに第8回富士支部闘争委員会の決定に従い、2017年賃金及び臨給の引上げにつき別紙のとおり要求します。

## 1. 内勤

新「新人事給与制度」については労使協議中であり、会社の提案に同意をしていない。従って弊支部との関係では平成8年度制度発足の人事給与制度に基づき「定期昇給」を行うこと。

全ての従業員の働きに見合った賃上げを行うこと。最低上昇2万円。

## 2. 外務員・直販社員

富士支部は外務員・直販社員制度再構築（案）、同改定（案）、PA社員制度の一部改定案に同意をしていない。したがって各案の不利益変更を富士支部組合員に一方的に適用しないこと。また、適用中の不利益変更を直ちに停止すること。

## 3. 2017年度臨給要求

下記の月数で年初に年間一括協定を要求する。尚、臨給は一律支給とし、前項で要求しているとおり、貢献度による支給月数の削減はしないこと。

	6 臨	12 臨	3 臨
内勤	年間 6.93 ヶ月（12月・3月は一律支給すること）		
外務員	3 ヶ月	4 ヶ月	3 ヶ月
直販			